

公立大学法人宮崎公立大学職員宿舍管理規程

平成19年4月1日

規程第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、職員宿舍（以下「宿舍」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 役員及び職員をいう。
- (2) 宿舍 公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）財産に属する建物又は法人が借り受けた建物で職員の居住の用に供する家屋及び家屋に付随した工作物並びに土地その他の施設をいう。

(宿舍に入居できる者)

第3条 宿舍に入居できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 宮崎市に住居を所有しない職員（教育に従事する職員に限る。）で理事長が認めるもの
- (2) 本来の職務遂行上勤務時間外においても当該施設の保守管理を継続的に行う勤務に従事するため、その勤務の施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない職員
- (3) 前2号に掲げる職員以外の者で理事長が職務遂行上特に必要と認めるもの

(貸付の許可)

第4条 宿舍の貸付けを受けようとする者は、理事長の許可を受けなければならない。

(貸付料)

第5条 宿舍の貸付料の額は、理事長が別に定める算定基準によるものとする。

- 2 理事長が、必要があると認める場合は、貸付料を減免することができる。

(貸付料の徴収)

第6条 貸付料は、毎月25日までに理事長が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(入居の取消し)

第7条 理事長は、貸与を受けた者（以下「入居者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、入居を取り消すことができる。

- (1) 貸付料を3月以上滞納したとき。
- (2) 入居後、正当な理由なく、継続して1月以上使用しないとき。
- (3) この規程又は理事長の指示命令に違反したとき。

(入居者の管理義務等)

第8条 入居者は、宿舍について善良な管理者としての注意を払い、これを良好な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、理事長の承認を得たときは、この限りでない。

- (1) 宿舍の増改築及び模様替を行い、工作物を設置すること。
- (2) 宿舍を転貸し、又は間貸しすること。
- (3) 宿舍を目的外に使用すること。

(入居者の費用負担等)

- 3 入居者は、その責に帰すべき事由により使用許可を受けた居室等を滅失し、損傷し又は汚染した場合は遅延なくこれを現状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。

- 4 居室の破損等は、速やかに事務局まで届け出なければならない。

第9条 宿舍について次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、理事長は、必要と認める場合は、費用の一部を負担することができる。

- (1) ガラス、ふすま、障子等の修繕、照明器具等の補修及び電球、蛍光灯の取替えに要する費用
 - (2) 電気、ガス及び上下水道の使用料
 - (3) 電話等の通信料及びT V等の受信料
 - (4) 汚物の処理に要する費用
 - (5) 共同施設の使用に要する費用
 - (6) その他入居者において負担することが相当と認められる費用
- (返還の義務)

第10条 入居者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、宿舍を速やかに返還しなければならない。

- (1) 職員でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 転任その他これらに類する事由により当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
- (4) 第7条の規定により入居を取り消されたとき。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、既になされた申し込み、届出、その他の手続きは、本規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月18日から施行する。

年 月 日

宮崎公立大学職員宿舎入居申請書

公立大学法人宮崎公立大学
理事長 殿

現住所

氏 名

私は、宮崎公立大学職員宿舎 号室に入居したいので、許可くださるよう申請します。

なお、下記の事項を確認し、入居許可の際は遵守します。

入居を希望する理由	
入居希望日	年 月 日 (曜日)
確認事項	<p>(入居条件)</p> <p>① 入居者は、常に善良な管理者の注意義務を怠らないこと。</p> <p>② 電気、ガス、水道、電話、TV受信等の光熱水費・通信費・受信料は、すべて入居者の負担とすること。また、それらの使用開始及び現居室の使用終了の手續と清算は入居者が行うこと。</p> <p>③ 許可なく居室等の増改築をしないこと。</p> <p>④ 入居者は、その責に帰すべき事由により使用許可を受けた居室等を滅失し、損傷し又は汚染した場合は遅延なくこれを現状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>⑤ 居室等の破損等は、速やかに事務局まで届け出ること。</p> <p>⑥ 家賃は月額 円とする。 ただし、同等の住宅の賃料と比較して不相当な場合、その他理事長が必要と認めた場合は変更する。</p> <p>⑦ 入居者は入居後、現状を超える設備の整備を求めることはできない。</p> <p>(その他の条件)</p> <p>① 大学の運営方針により、教員宿舎の入居許可についての変更があった場合には入居者はそれに従わなければならない。</p>